

○ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（通則）</p> <p>第1 農林水産大臣は、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図るため耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2の1に定める耕作放棄地再生利用交付金（以下「交付金」という。）に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において実施要綱第5に定める都道府県耕作放棄地対策協議会（以下「都道府県協議会」という。）に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、<u>実施要綱及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）</u>、<u>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）</u>、<u>農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）</u>、<u>予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</u></p> <p>（交付の対象及び<u>交付率</u>）</p> <p>第2 第1に規定する交付金に係る事業（<u>以下「交付事業」という。</u>）に要する経費の内容及びこれに対する交付率は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>（流用の禁止）</p> <p>第3 <u>都道府県協議会長は、平成26年度当初予算以前の予算に係る交付金により造成された基金（以下「基金」という。）を使用する事業（以下「基金事業」という。）に係る経費及び平成26年度補正予算（第1号）以降の予算に係る交付事業に係る経費は、相互間における流用をしてはならない。</u></p> <p>（申請手続）</p> <p>第4 <u>都道府県協議会長は、交付金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長等（北海道に事務所を置く都道府県協議会にあっては農林水産大臣、沖縄県に事務所を置く都道府県協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に事務所を置く都道府県協議会にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に正副2部を提出するものとする。</u></p> <p>2 規則第2条の規定による<u>前項</u>の申請書の提出時期は、地方農政局長等が毎年度別に定める日までとする。</p>	<p>（通則）</p> <p>第1 農林水産大臣は、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図るため耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2の1に定める耕作放棄地再生利用交付金<u>及び被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業実施要綱（平成23年11月21日付け農振第1918号農林水産事務次官依命通知。以下「被災者営農実施要綱」という。）</u>第2の2に定める被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金（以下「交付金」という。）に係る事業に要する経費に対し、予算の範囲内において実施要綱第5に定める都道府県耕作放棄地対策協議会（以下「都道府県協議会」という。）に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）<u>、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）</u>、<u>農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）</u>、<u>予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</u></p> <p>（交付の対象及び<u>補助率</u>）</p> <p>第2 第1に規定する交付金に係る事業に要する経費の内容及びこれに対する交付率は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>（流用の禁止）</p> <p>第3 <u>別表の事業の欄に掲げる1の事業に要する経費及び2の事業に要する経費は相互に流用してはならない。</u></p> <p>（申請手続）</p> <p>第4 適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長等（北海道に事務所を置く都道府県協議会にあっては農林水産大臣、沖縄県に事務所を置く都道府県協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に事務所を置く都道府県協議会にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に正副2部を提出するものとする。</p> <p>2 規則第2条の規定による<u>1</u>の申請書の提出時期は、地方農政局長等が毎年度別に定める日までとする。</p>

(交付決定の通知)

第5 地方農政局長等は、第4 第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付金交付決定の通知書を都道府県協議会長に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第6 都道府県協議会長は、適正化法第9条第1項、規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第7 都道府県協議会長は、別表に掲げる交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、競争性のある契約方式によらなければならない。ただし、緊急の必要その他の理由により競争性のある契約方式によることが困難又は不相当である場合には、この限りではない。

2 都道府県協議会長は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 都道府県協議会長は、次の各号の一に該当するときは、規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。
- (2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第2項に定める軽微な変更を除く。
- (3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 (略)

3 地方農政局長等は、第1項の変更等承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、その旨を都道府県協議会長に通知するものとする。ただし、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(事業遅延の届出)

第9 都道府県協議会長は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、規則第3条第2号の規定に基づき、交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第10 都道府県協議会長は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書を地方農政局長等に提出しなければならない。  
なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書

(交付決定の通知)

第5 地方農政局長等は、第4 の1の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、決定通知書を都道府県協議会長に送付するものとする。

(新設)

(契約等)

第6 都道府県協議会長は、別表に掲げる交付金に係る事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、競争性のある契約方式によらなければならない。ただし、緊急の必要その他の理由により競争性のある契約方式によることが困難又は不相当である場合には、この限りではない。

2 都道府県協議会長は、第1項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更の承認)

第7 都道府県協議会長は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別記様式第3号による変更（中止又は廃止）承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

3 地方農政局長等は、1の変更（中止又は廃止）承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、その旨を都道府県協議会長に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第8 都道府県協議会長は、規則第3条第2号の規定に基づき、地方農政局長等の指示を求める場合には、交付金に係る事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付金に係る事業の遂行が困難となった理由及び交付金に係る事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

(新設)

に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第11 都道府県協議会長は、適正化法第12条の規定に基づく交付事業の遂行状況報告に当たり、交付金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、第10に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 地方農政局長等は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県協議会長に対して当該交付事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告等)

第12 都道府県協議会長は、交付事業が完了したときは、規則第6条第1項の規定に基づき、交付事業の完了から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第6号により実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第13 地方農政局長等は、第12の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付金の額を確定し、都道府県協議会長に通知する。

2 (略)

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内の日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第14 地方農政局長等は、第8の交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) (略)

(2) 都道府県協議会長が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県協議会長が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利

(状況報告)

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金の交付のあった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第4号により遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、地方農政局長等が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

(新設)

(実績報告等)

第10 都道府県協議会長は、事業が完了したときは、当該事業の完了から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別記様式第5号により実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出させるものとする。

(交付金の額の確定等)

第11 地方農政局長等は、規則第6条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査をするほか、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第6に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県協議会長に通知する。

2 (略)

3 2の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内の日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第12 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、第5の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) (略)

(2) 都道府県協議会長が、交付金を交付金に係る事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県協議会長が、交付金に関して不正その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金の全部又は一部交付を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、1の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 地方農政局長等は、1(1)から(3)までの理由により、2の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算

10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第13の第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第15 都道府県協議会長は、交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 (略)

(財産処分の制限)

第16 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間という。）とする。
- 3 都道府県協議会長は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 第15第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金の経理)

第17 都道府県協議会長は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかななければならない。

- 2 都道府県協議会長は、前項の収入及び支出について、規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに事業の完了（中止又は廃止）の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県協議会長は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿に加え別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第18 都道府県協議会長は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、第3から第17（第5、第13及び第14を除く）までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

第19 都道府県協議会長は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（基金の残高）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳、基金事業の取組件数・実施額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）並びに保有割合の算定根拠を、基金の決算確定後速やか（別途指示がある場合はこれによる）に、別記様式第8号により基金事業実施状況報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない

した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

- 4 2の交付金の返還及び3の加算金の納付については、第11の3の規定を準用する。

(財産の管理等)

第13 都道府県協議会長は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 (略)

(財産処分の制限)

第14 施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条により定める処分制限期間とする。
- 3 都道府県協議会長は、2により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分を制限しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 4 第13の2の規定は、3の承認をする場合に準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

い。

(基金事業の完了等報告)

第20 都道府県協議会長は、基金事業が完了又は中止若しくは廃止（以下「完了等」という。）する場合、別記様式第9号による基金事業完了（中止又は廃止）報告書正副2部を、基金の決算確定後速やかに地方農政局長等に提出しなければならない。

(残余財産の処分の制限等)

第21 都道府県協議会長は、基金事業が完了等した後当該事業に係る残余財産の処分を行うときは、地方農政局長等の承認を受けた後でなければ、これを行うことができない。

2 都道府県協議会長は、前項において地方農政局長等の承認を受けたときは、資金を造成するために交付した交付金の金額を限度として地方農政局長等が定める金額を国に納付しなければならない。

(使用見込みの低い基金の返納)

第22 都道府県協議会長は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると地方農政局長等が認めた場合又は地方農政局長等が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事業により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費に係る交付金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(区分経理等)

第23 都道府県協議会長は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、事業の完了（中止又は廃止）の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない

(基金運営に関する指導・監督)

第24 国は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、基金管理団体に対し、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(国の指導監督)

第15 農林水産大臣は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、基金管理団体に対し、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うものとする。

別表 (第2、第7、第8及び附則関係)

区 分	経 費	交付率	軽 微 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
(削る。)	(削る。)	<u>(削る)</u>		
(削る。)	(削る。)	<u>(削る)</u>		
耕作放棄 地再生利用 交付金	ア. 一般型 都道府県協議会が実施要綱別紙 1第3の1により同要綱別紙1 第1の取組に要する経費  イ. 被災者支援型 都道府県協議会が実施要綱別 紙2第3の1により同要綱別紙 2第1の取組に要する経費	定額		1. 事業費の30% <u>以内の増減</u>  2. 事業実施主 <u>体の変更以外</u> <u>の変更</u>

別表 (第2、第3及び附則関係)

事 業	経 費 の 内 容	交付率	軽 微 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			<u>次に掲げる変更以</u> <u>外の変更</u>	<u>次に掲げる変更以</u> <u>外の変更</u>
1 耕作放棄 地再生利用 交付金	都道府県協議会が実施要綱別 紙1第3の1により同要綱別紙 1第1の取組に係る経費に要す る経費	定額		
2 被災者営 農継続支援 耕作放棄地 活用事業交 付金	都道府県協議会が被災者営農 実施要綱別紙第3の1により同 要綱別紙第1の取組に係る経費 に要する経費	定額		
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>

別記様式第1号（第4の1関係）

平成 年度耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道に事務所を置く都道府県協議会にあつては農林水産大臣  
沖縄県に事務所を置く都道府県協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

[都道府県協議会]  
住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名 印

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知）第4の1に基づき、金 円の交付を申請する。

記

- 1 (略)  
2. 経費の配分及び負担区分

区 分	交付金に係る事業に要する経費 〔又は交付金に係る事業に要した経費〕	負 担 区 分		備考
		交付金	その他	
耕作放棄地再生利用交付金 ア. 一般型 イ. 被災者支援型				
合 計				

3～4 (略)

（削る。）

別記様式第1号（第4の1関係）

平成 年度耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（〇〇〇〇〇〇〇〇）交付申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道に事務所を置く都道府県協議会にあつては農林水産大臣  
沖縄県に事務所を置く都道府県協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

[都道府県協議会]  
住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名 印

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知）第4の1に基づき、金 円の交付を申請する。

記

- 1 (略)  
2. 経費の配分

区 分	交付金に係る事業に要する経費 〔又は交付金に係る事業に要した経費〕	負 担 区 分		備考
		交付金	その他	
(新設)				
合 計				

3～4 (略)

注：件名の（〇〇〇〇〇〇〇〇）及び区分欄には、別表の事業の欄の事業名を記載する。

別記様式第2号 (第7の2関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

都道府県協議会長 殿

所在地  
団体名  
代表者

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

(注1) (略)

(注2) 農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) (略)

別記様式第3号 (第8の1関係)

平成 年度耕作放棄地再生利用緊急対策交付金変更(中止又は廃止)承認申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

[北海道に事務所を置く都道府県協議会にあっては農林水産大臣  
沖縄県に事務所を置く都道府県協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長]

[都道府県協議会]

住 所  
団体名  
代表者名 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業の実施について、下

別記様式第2号 (第6の2関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

都道府県協議会長 殿

所在地  
団体名  
代表者

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

(注1) (略)

(注2) 農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター (平成27年9月30日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。)をいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) (略)

別記様式第3号 (第7の1関係)

平成 年度耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(〇〇〇〇〇〇〇〇)変更(中止又は廃止)承認申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

[北海道に事務所を置く都道府県協議会にあっては農林水産大臣  
沖縄県に事務所を置く都道府県協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長]

[都道府県協議会]

住 所  
団体名  
代表者名 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業の実施について、下

記のとおり計画を変更（中止又は廃止）したいので、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知）第8の1により、承認されたく申請する。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

(削る。)

記

記載事項については、別記様式第1号の記に準ずる。

注 (略)

別記様式第4号（第10関係）

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

農林水産大臣の交付決定を受けている場合は農林水産大臣  
内閣府沖縄総合事務局の交付決定を受けている場合は内閣  
府沖縄総合事務局長

官署支出官地方農政局総務部長 殿

農林水産大臣の交付決定を受けている場合は官署支出官農  
林水産省大臣官房予算課経理調査官  
内閣府沖縄総合事務局の交付決定を受けている場合は官署  
支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長  
北陸、東海、近畿及び中国四国農政局から交付決定を受け  
ている場合は、「総務部長」を「総務管理官」とする

[都道府県協議会]

住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名 印

平成 年度第 四半期概算払請求書（耕作放棄地再生利用緊急対策交付金）

記のとおり計画を変更（中止又は廃止）したいので、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知）第7の1により、承認されたく申請する。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

注：金額の変更のない場合は [ ] の部分は除くこと。

件名の(〇〇〇〇〇〇〇〇)には、別表の事業の欄の事業名を記載する。

記

記載事項については、別記様式第1号の記に準ずる。

注 (略)

(新設)



対策交付金について、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知）[第11](#)により、下記のとおり交付金に係る事業の遂行状況を報告する。

(削る。)

記

区 分	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B/A	備 考
	円	円	%	

区分欄には、別記様式第1号の記の様式の「2. 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第6号（第12関係）

平成 年度耕作放棄地再生利用緊急対策交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道に事務所を置く都道府県協議会にあっては農林水産大臣  
沖縄県に事務所を置く都道府県協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

[都道府県協議会]

住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び平成 年 月 日付け 第 号で変更通知）のあった交付金に係る事業について、下記のとおり実施したので、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知）[第12](#)により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として耕作放棄地再生利用緊急対策交付金〇〇〇円の交付を請求する。)

対策交付金について、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知）[第9](#)により、下記のとおり交付金に係る事業の遂行状況を報告する。

注：件名の(〇〇〇〇〇〇〇)には、別表の事業の欄の事業名を記載する。

記

区 分	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B/A	備 考
	円	円	%	

区分欄には、別記様式第1号の記の様式の「2. 経費の配分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第5号（第10関係）

平成 年度耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(〇〇〇〇〇〇〇)実績報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道に事務所を置く都道府県協議会にあっては農林水産大臣  
沖縄県に事務所を置く都道府県協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

[都道府県協議会]

住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び平成 年 月 日付け 第 号で変更通知）のあった交付金に係る事業について、下記のとおり実施したので、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知）[第10](#)により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(〇〇〇〇〇〇〇)〇〇〇

(削る。)

記

- 1 記載事項は、別記様式第1号の記に準ずる。
- 2 なお、間接補助業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記4(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

注 (略)

別記様式第7号(第17関係)

財 産 管 理 台 帳

(事業実施主体)

事業実施年度：平成 年度 ~ 平成 年度						交付金名：耕作放棄地再生利用緊急対策交付金						処分の状況		摘要		
事業の内容					工期		経費の配分				処分制限		処分の内			
区分	事業種	種別	工種構造	箇所又は施設区分	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他			耐用年数	処分制限年月日
								円		円	円	円				
	計															
	計															
	合計															

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

円の交付を請求する。)

注：件名及び本文の(〇〇〇〇〇〇〇〇)には、別表の事業の欄の事業名を記載する。

記

記載事項は、別記様式第1号の記に準ずる。

注 (略)

(新設)

- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式 8号 (第19関係)

(新設)

平成 年度耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る基金事業実施状況報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道に事務所を置く都道府県協議会にあつては農林水産大臣  
沖縄県に事務所を置く都道府県協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〔都道府県協議会〕

住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に関し、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知）第19の規定に基づき、平成 年度における耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る基金事業の実施状況を下記のとおり報告する。

記

基金事業の実施状況の概要

(1) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金積立実績

(単位：円)

区 分	申請時資金 残高 ①	資金積立額 ②	資金取崩額 ③	資金残高 ④=①+②-③	資金運用益 ⑤	返納額 ⑥	次年度持越 額 ⑦=④+⑤+⑥
耕作放棄地再生 利用交付金							

(2) 経費の配分

区 分	交付金に係る事業に要する経費 又は交付金に係る事業に要した経費	負 担 区 分		備考
		交付金	その他	
耕作放棄地再生利用交付金 ア. 交付金 イ. その他				
合 計				

(3) 事業完了 平成 年 月 日

(4) 収支精算

①収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	前年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
耕作放棄地再生利用 交付金 ア. 交 付 金 イ. そ の 他					
合 計					

②支出の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	前年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
耕作放棄地再生利用 交付金					

合 計

(5) 取組件数・実施額

(単位：円)

事業内容	都道府県協議会 直接取組件数・ 直接実施額	地域協議会 直接取組件数・ 直接実施額	取組主体取組件数・ 地域協議会から取組主体へ交付額
<ul style="list-style-type: none"> <li>再生利用活動及び施設等補完整備</li> <li>再生利用活動附帯事業</li> </ul>			

(6) 保有割合（基金事業に要する費用に対する保有基金額の割合）

(7) 保有割合の算定根拠

別記様式9号（第20関係）

(新設)

平成 年度耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る基金事業完了（中止又は廃止）報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道に事務所を置く都道府県協議会にあつては農林水産大臣  
沖縄県に事務所を置く都道府県協議会にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

[都道府県協議会]

住 所  
団 体 名  
代表者名 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあつた耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、平成 年 月 日をもって完了（中止又は廃止）したので、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知）第20の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 基金事業の名称及びその内容

2. 基金事業の期間

3. 基金事業収支状況

<u>(1) 支出実績額</u>	<u>円</u>	<u>(基金事業予算額)</u>	<u>円</u>
<u>(2) 交付金充当額</u>	<u>円</u>	<u>交付決定額</u>	<u>円</u>

4. 資金の運用状況

<u>(1) 資金造成額</u>	<u>円</u>
<u>(2) 資金取崩額</u>	<u>円</u>
<u>(3) 資金運用損益</u>	<u>円</u>
<u>(4) 資金返還・返納額</u>	<u>円</u>
<u>(5) 資金残高</u>	<u>円</u>

5. 添付資料

- (1) 出納管理簿 (写し)
- (2) 貯金通帳 (写し)

附 則

1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。

2 この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知）の規定にかかわらず、平成28年4月1日より前に着手した耕作放棄地再生利用交付金及び被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。